附　則

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第七号及び様式第八号は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

13. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼掛金額区分（平均月額）		加入者掛金					
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～27,499円	27,500円
事業主掛金	0円						
	1円～ 5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～20,000円						
	20,001円～27,499円						
	27,500円						
	27,501円～30,000円						
	30,001円～40,000円						
	40,001円～50,000円						
	50,001円～55,000円						

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼掛金額区分（平均月額）		加入者掛金				
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～13,749円	13,750円
事業主掛金	0円					
	1円～ 5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～13,749円					
	13,750円					
	13,751円～20,000円					
	20,001円～27,500円					

（備考）

１．企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。

２．直近の11月末の状況について記載すること。

３．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。